

郡山市令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の公費による解体撤去等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震（以下「令和4年3月16日福島県沖地震」という。）により損壊した被災家屋及び被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）並びに災害等廃棄物について、当該被災家屋等の所有者等の申請に基づき、公費により市が解体、撤去及び処分（以下「解体撤去等」という。）を実施することにより、生活環境の保全上の支障を除去し、もって二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災家屋 令和4年3月16日福島県沖地震により損壊した不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア リ災証明書又は被災証明書（市長が発行するものをいう。）の被害状況が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けたもの

イ 倒壊による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があるもの

(2) 被災工作物等 令和4年3月16日福島県沖地震により損壊した工作物、地下埋設物、がれき等で、早急に撤去をしなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されるものをいう。

(3) 災害等廃棄物 令和4年3月16日福島県沖地震により損壊し、若しくは変質し、本来の用をなさなくなったことを理由として廃棄せざるを得なくなったもので、土砂、流木、岩石その他の自然由来の物質が混然となったものをいう。

(解体撤去等の申請)

第3条 被災家屋等又は災害等廃棄物の公費による解体撤去等を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める書類を添えて、令和4年4月25日から同年7月29日までの間に市長に申請するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により当該期間内に当該申請をできなかった場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(解体撤去等の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る解体撤去等を実施することが適当であると認めるときは、市長が別に定める決定通知書を当該申請者に通知した後、被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等を実施するものとする。

(決定の取消し)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、決定を取り消すことが適当であると認められるとき。

(解体撤去等の費用)

第6条 被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に要する費用は、市が負担する。

2 被災工作物等の解体撤去等に要する費用は、被災家屋の解体撤去等に伴うものに限り、市が負担する。ただし、市長が被災工作物等のみの解体撤去等が必要と認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第7条 第4条の規定による決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等の実施前までに当該被災家屋等内の家財等を搬出すること。ただし、被災家屋等の倒壊その他やむを得ない事情により、立入り及び搬出ができない場合又は危険を伴う場合は、この限りでない。
- (2) 被災家屋等の解体撤去等に伴い、浄化槽の清掃、便槽の消毒及び被災家屋等に附帯する水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、配線等の除去工事並びにこれらに伴う諸手続が必要な場合は、それぞれの事業者等に対し必要な手続を解体撤去等の実施までに完了すること。
- (3) 他者の所有に係る財物を併せて廃棄しないこと。
- (4) 被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等の実施に当たり、隣接地の掘削又は立入りが必要となったときは、隣接地の所有者の同意を得ること。
- (5) 被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。

(管理事務の委託)

第8条 市は、この要綱に基づく解体撤去等に伴い生じる管理その他の事務を適当と認める者に委託することができる。

(適用除外)

第9条 この要綱の規定は、庭木、庭石の類の解体撤去等（被災家屋等又は災害等廃棄物の撤去の作業上、必要と認められるものを除く。）については、適用しないものとする。

(公費解体の事業期間)

第10条 この要綱に基づく事業の期間は、第3条の規定による期間内に申請を受け付けたものに係る期間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。